

物納できる財産の順位と財産の範囲が変わりました

(平成 29 年 4 月 1 日以降の物納申請分から適用)

< 改正内容 >

- ① これまで物納順位が第 2 順位であった社債及び株式等の有価証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等が第 1 順位となりました。
- ② これまで物納できなかった有価証券でも、金融商品取引所に上場されているもの等は第 1 順位で物納できるようになりました。

物納に充てることのできる財産の種類とその順位

- 1 物納に充てることのできる財産の種類とその順位は、納付すべき相続税額の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次表に掲げる財産の種類（相続財産により取得した財産を含み、相続時精算課税の適用を受ける贈与によって取得した財産を除きます。）と順位になります（物納劣後財産を含めた申請の順位は①から⑤の順になります。）。
- 2 物納に充てる財産の価額が、物納申請税額を超えないように財産を選定してください。
ただし、他に適当な価額の財産がなく、その財産の性質・形状等により分割することが困難な場合など、やむを得ない事情があると税務署長が判断した場合には、物納申請税額を超える財産による物納が認められます。
この場合には、物納申請に当たって適宜の様式により『やむを得ない事情を記載した書面』を提出してください。

順位	物納に充てることのできる財産の種類
第 1 順位	① 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等 ^{※1} ※1 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除く。
	② 不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの (「相続税の物納の手引～手続編～」30 ページ参照。)
第 2 順位	③ 非上場株式等 ^{※2} ※2 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除く。
	④ 非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの (「相続税の物納の手引～手続編～」30 ページ参照。)
第 3 順位	⑤ 動産

(注) 1 相続開始前から被相続人が所有していた特定登録美術品は、上の表の順位によることなく物納に充てることのできる財産とすることができます。

特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、すでに同法による登録を受けているものをいいます。

2 第 1 順位の上場株式等及び、第 2 順位の非上場株式等については裏面を参照してください。

相続税の物納が認められるためには、延納によっても金銭で納付することが困難な事由があること、期限内に「物納申請書」等の必要書類を提出することなど、他の要件もございます。
詳しくは「相続税の物納の手引～手続編～」をご確認ください。

上場株式等とは？

物納財産の順位が第1順位である「上場株式等」とは次のものを指します。

- 金融商品取引所に上場されている次の有価証券
 - ・ 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）
 - ・ 株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）
 - ・ 証券投資信託の受益証券
 - ・ 貸付信託の受益証券
 - ・ 新株予約権証券
 - ・ 投資信託の受益証券（証券投資信託を除く。）
 - ・ 投資証券
 - ・ 特定目的信託の受益証券
 - ・ 受益証券発行信託の受益証券
- 金融商品取引所に上場されていない次の有価証券で、その規約又は約款に投資主又は受益者の請求により投資口の払戻し又は信託契約の一部解約をする旨及び当該払戻し又は当該一部解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているもの
 - ・ 投資法人の投資証券
 - ・ 証券投資信託の受益証券

具 体 例	
上場されている	社債、転換社債型新株予約権付社債、特殊法人債、特定社債券、株式、優先株式、新株予約権証券、ETF、REIT、JDR、ETN、日銀出資証券、優先出資証券、特定目的信託の受益証券 等
上場されていない	オープンエンド型の証券投資信託の受益証券 オープンエンド型の投資法人が発行する投資証券 (注) 目論見書又はこれに類する書類で当該解約又は払戻しの請求を行うことができる日が1月につき1日以上であることを明らかにする書類の提出が必要となります。

非上場株式等とは？

物納財産の順位が第2順位である「非上場株式等」とは次のものを指します。

- 金融商品取引所に上場されていない次の有価証券
 - ・ 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）
 - ・ 株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）
 - ・ 証券投資信託の受益証券（第1順位のものを除く。）
 - ・ 貸付信託の受益証券

国税庁ホームページには、物納の手引や各種届出書等を掲載しておりますので、ご覧ください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

